

## 裁判員経験者意見交換会議事録

1 日時 平成30年10月24日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所 宇都宮地方裁判所裁判員候補者待機室

3 参加者

主催者 岩井伸晃（宇都宮地方裁判所長）

司会者 佐藤基（宇都宮地裁刑事部B合議裁判長）

裁判官 二宮信吾（宇都宮地裁刑事部A合議裁判長）

検察官 高橋紀子（宇都宮地方検察庁検事）

弁護士 小杉裕二（栃木県弁護士会所属）

裁判員経験者

1番 男性（平成29年10月に殺人未遂被告事件に関与）

2番 女性（平成29年10月に殺人未遂被告事件に関与）

3番 男性（平成29年11月に殺人未遂，銃砲刀剣類所持等取締法違反  
被告事件に関与）

4番 男性（平成29年12月に殺人未遂，強姦被告事件に関与）

5番 男性（平成29年12月に殺人未遂，強姦被告事件に関与）

6番 男性（平成29年12月に殺人未遂，強姦被告事件に関与）

7番 男性（平成30年3月に住居侵入，強盗致傷，窃盗未遂，窃盗，建造物  
侵入，強盗被告事件に関与）

4 議事要旨

別紙記載のとおり

以 上

(別紙)

司会者

それでは、裁判員経験者意見交換会を始めたいと存じます。まずはじめに、宇都宮地方裁判所の岩井所長から御挨拶を申し上げます。

主催者

裁判員経験者の意見交換会を開催するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、意見交換会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、昨年の10月から今年の6月までの間に実施された裁判員裁判におきまして裁判員として御参加いただき、多大な御尽力と御協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

裁判員制度は、平成21年5月にスタートし、来年5月には10周年を迎えます。この間、当庁におきましても196名の被告人が裁判員裁判の対象として起訴され、平成30年9月末の時点で186名の被告人に対して裁判が行われております。

このように、当庁における裁判員裁判は、本日御出席いただいた皆様方をはじめとする県民の皆様の高い意識と理解に支えられ、これまでおおむね順調に運用されてまいりました。また、全国で実施されている裁判員経験者の方々へのアンケート結果などを見ますと、「非常によい経験」あるいは「よい経験」と感じたという声を大変多くいただいております。

本日、皆様に御参加いただいて意見交換会を開催させていただきましたのは、実際に裁判員裁判を経験された皆様の御意見を伺って、国民の方々にお伝えし、裁判員として裁判に参加することへの不安感や負担感を少しでも解消していただくとともに、今後の裁判員裁判の運用の参考にさせていただき、制度をより良いものにしていきたいという趣旨によるものでございます。

本日、御出席いただきました皆様におかれましては、このような意見交換会の趣

旨を踏まえ、是非とも忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと存じております。

本日はどうかよろしく願いいたします。

司会者

それでは、意見交換会を進めてまいりたいと存じます。本日司会を担当させていただきます宇都宮地方裁判所刑事部判事の佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

意見交換会の進め方でございますけれども、まずはじめに法曹3者の方から簡単に自己紹介をしていただいて、その後、経験者の皆様が担当された事件の内容について紹介をしながら、それぞれの皆様に全体的な感想、印象などを一言ずつお話をさせていただこうと思っております。その後、手続の流れに沿いまして意見交換を行い、更にマスコミの方々から質問を受け付けると、全体的にはこういう流れを進めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、参加者の紹介ですけれども、法曹3者の方からの簡単な自己紹介をお願いいたします。まず、二宮裁判官からどうぞよろしく願いします。

裁判官

宇都宮地裁の刑事部では二つの合議体がありまして、そのうちの一つの合議体の裁判長をしております二宮と申します。どうかよろしく願いいたします。

司会者

それでは、高橋検事、お願いいたします。

検察官

宇都宮地方検察庁で公判室長という立場におります高橋と申します。裁判員裁判のうち、大体半分ぐらいは私が一緒に担当しているということになります。よろしく願いします。

司会者

それでは、小杉弁護士、お願いいたします。

弁護士

栃木県弁護士会の刑事弁護センター運営委員会の委員を務めております。今日は  
厳しい意見も是非ともいただいて、弁護士会に持ち帰りたいと思っています。よろ  
しく願いいたします。

司会者

続きまして、経験者の皆様が担当された事件の内容について紹介をさせていただ  
いて、それぞれの方々に全体的な感想、印象などを一言ずついただければと思っ  
ております。

まず、1番さんと2番さんが担当された事件ですけれども、罪名としては殺人未  
遂ということでございます。起訴状の内容を簡単に申し上げますと、昨年6月頃  
の深夜、車内で男性に対してカッターナイフで数回切りつけ、その後、首を手で絞  
めるなどしたけれども、首からの出血を見たことなどによって、自分でその犯行を  
中止し、結果的には頸部切創のけがを負わせたにとどまったと、こういう事件を担  
当されておられます。

では、1番の方、どういう感想、印象だったかを一言お願いいたします。

1番

初めてこういう裁判員として参加して、どういうふうに進むのかなというのを最  
初に思いました。選ばれたときですけれども、初めてだったんで、どうやってやる  
のかということで、最初はすごく緊張してやったんですけれども、たまたま我々の  
班といいますか、そのときは女性が多かったんで、結構みんな仲よくできたんじ  
ゃないかなというようなことを思っていました。あとは、みんなで話し合っ  
て決めた内容ですけれども、それで良かったんじゃないかなというのは思っ  
ています。

司会者

では、2番の方、いかがでしょうか。

2番

私も同意見で、初めての裁判員制度に参加して、本当に緊張していたというか、  
全くどういうふうに進んでいくのか予想できなかったんですけれども、同じ裁判、

同じグループで一緒になった方々と結構仲良くなれたということがとても大きくて、もしちょっと発言するのが気難しかったりとか、ちょっと雰囲気が悪いと、結構言いたいことも言えないなというふうに思っていて、でもそこは全然そういったことはなく、和気あいあいというのはちょっと失礼かもしれないですけども、そのようにできたので、みんなで本当にちゃんと話し合っただけで、結果が、判決が出せたのではないかなというふうに思っています。とてもいい経験となりました。

司会者

続きまして、3番の方が担当された事件についてですけれども、罪名としては殺人未遂といわゆる銃刀法違反ということになります。起訴状の内容を簡単に御紹介いたしますと、昨年5月のある日の夜に会社の営業所の中で、男性に対して、殺意を持って刃渡り13センチメートルのナイフでその左の胸を1回突き刺したと、しかし、全治30日間を要する胸部の刺創などのけがを負わせたにとどまって、殺すには至らなかったと、そのときにそのナイフを持っていたということで裁判にかけられたと、こういう事件だったかと思えますけれども、3番の方、感想なり印象なりをどうぞよろしく願います。

3番

裁判員になってしまったということで、まずはじめ二、三日は結構緊張していて、何も発言できなかったような感じだったんですけど、このような事件内容を見て、普段の生活では考えられないような事件ということで、イメージするのがちょっと難しいような感じだったんですけど、周りの裁判官、あと周りの方ともちょっと話しながら進められて、いい経験ができたということでした。

司会者

続きまして、4番さん、5番さん、6番さんはいずれも同じ事件でありまして、罪名としては殺人未遂と強姦ということになっております。起訴状の内容を簡単に紹介いたしますと、昨年6月の初旬のある日に、深夜に被害者方において、女性に対して、刃渡りが約15.5センチメートルの包丁で背中を1回突き刺すなどし

たけれども、背中を刺したなどのけがを負わせたにとどまって、死ぬには至らなかったという事件と、もう一つが同じ被害者に対して、その殺人未遂の直前の同じ場所で、馬乗りになるなどして暴行、脅迫を加えて強姦をしたと、こういう事件でございます。ではまず、4番の方から印象等をお願いいたします。

4番

裁判所へ入るのも初めて、法廷に入るのも初めて、そんな中で被告人あるいは被害者、証言者、そういう方たちと目を合わせて会話ができ、更に今までブラックボックスというか、人目に触れない評議に参加させていただいて、ああ、裁判というのはこういうものなんだというのがちょっと痛感しました。非常に人生のプラス面にはなっていると思うんですが、ちょっと人が人を裁くという、そこに疑問感もちょっと持ちました。

司会者

5番の方はいかがでしょうか。

5番

初めて貴重な体験をさせていただいたんですけど、実際入って審理が始まると、裁判官と裁判員が同じ目線、視点で見て、意見交換をして、同等に裁判をしているのだなという感じを受け取りました。あと、一つの事件をここまで細かく調べ、一人一人の人生を考え、裁判することをここまでやっているのかと知り、罪を裁くこと、責任があると痛感しました。

司会者

では、6番の方、いかがでしょうか。

6番

初めて裁判員というのを体験して、最初自分はあまり人前で意見を言うというようなことがどちらかというと不得手なもんですから、自分がお役に立てるのかなと思ったし、意見を公の場で言えるのかなという不安がすごくあったんですけど、評議をしているうちに段々と雰囲気的なものに慣れてきて、忌憚なく意見を言えるよ

うになって、非常に貴重な体験をさせていただいたなという印象です。

司会者

では、最後になりましたが、7番の方が担当した事件は強盗致傷、それから強盗、更に窃盗数件ということでありまして、実際にその証拠調べ等で裁判員の方に参加いただいたのは強盗致傷だったんですけれども、被告人2名を含めて6名が今年の5月頃に被害者方に侵入して、ボール等を示して脅した上で、金庫など重要なものを持ち出したと、更に、被害者3名いらっしゃるんですが、そのうちの1名に加療約3か月を要する骨折などのけがを負わせてしまったという事件がありました。その他に、裁判官のみでもう既に裁判が終わっておりました件が八つありまして、一つが強盗事件で、残りの七つが窃盗、ひったくりを中心とした窃盗であったということだったかと思います。それでは、7番の方、感想、印象をお願いいたします。

7番

私は、この裁判員裁判を経験しまして、たった一つの過ちが自分の人生を狂わせ、あるいはその家族も、それから被害者の方の人生も全く違う形、180度違うというか、そういうふうにならざるを得ないということを痛感しまして、決して自分はそういう犯罪を犯してはならないなという戒めになりました。

司会者

これまで一通り皆様の感想、印象をお聞かせいただきました。

では、実際の手続の流れに沿いまして意見交換をさせていただきたいと思います。まず、冒頭陳述といいまして、検察官、弁護士それぞれ自分の言い分をプレゼンテーションのような形で皆様に説明した場面があったかと思います。順番としては、まず人違いがないかどうかということで被告人であるかどうかの確認をした後で、検察官が起訴状を読み上げます。その後に検察官、弁護士という順番に、今回の事件についてどのように見るかということをお伝えした場面があったかと思いますが、その冒頭陳述について皆様お聞きになって、分かりやすかったかどうかという辺りを中心に、感想等を率直にお話しいただければと思いますが、どう

でしょうか。

7番

正直、冒頭陳述は、裁判の流れがよく分かっていなかったもので、こういうものなんだということしかちょっとイメージがありません。だから、特に弁護人の方がいいとか悪いとか、検察官の説明がいいとか悪いとかというイメージは特にありません。

司会者

そうすると、法廷で検察官なり弁護人が冒頭陳述したときには、それはそれで理解しながら聞いていたと、こういう感じですか。

7番

はい。

司会者

1番さん、いかがですか。

1番

今の方と同じようになりますけれども、言っていることは一応理解できたと、その後で何か説明するんだらうなという感じで、最初ですから、言っていること自体は理解できたなというふうには思います。

司会者

3番の方はいかがですか。

3番

まず、結構緊張しちゃって、1日目は結構、理解はできたんですけど、ついていくのがやっとなというような感じでした。

司会者

5番の方、いかがでしょうか。

5番

限られた時間の中で、結構ダイジェストだったような気がしますけど、でも普通



に分かりやすかったものではあったと思います。

司会者

皆様それぞれの事件で、お手元に冒頭陳述のメモが配付されていたかと思いますが、ちょっと記憶を喚起していただいて、検察官は基本的には1枚の紙を皆様に配付をした上で、口頭で今回の事件についての検察官の見方というのを説明したかと思いますがけれども、特にこの事件では何がポイントになって、争点という言い方をしますけれども、皆様にはこのポイントについてどういうふうに理解すべきなのか、してほしいのかということの説明したはずなんですけれども、その辺りが伝わっていたかどうかということを中心にお聞きしたいんですが、2番の方はいかがでしたでしょうか。

2番

法律の知識は全く何も知らない状態でこの説明を受けたときに、正直、私あまりよく分からなくて、メモを見て読んでも、ああ、こういう流れだったんだというのは分かるんですけど、実際みんなで話し合っってやっと内容がちゃんと理解できたなというふうに覚えています。

司会者

そうすると、評議を経る中で、ああ、そういうことが重要だったんだというのが腑に落ちてきたという感じだったんですか。

2番

はい。このメモを見て、あっ、全部頭に入りましたというのはなかったかなと思います。

司会者

特に2番の方が担当されたペーパーを見ますと、争点としては有罪か無罪かではなくて、刑の重さを決めるところなんですということなんです。そこは、そのまま受け取ったという形になりますか。

2番

そうですね。この被告人の方がまず自分で自首をしたというので、それだけでまず刑が軽くなるというのを、いろんな方と話し合っって、説明を受けて初めて知ったので、まずその自首したら刑が軽くなるということ自体も知らなかったし、メモを見て、こういう流れなんだなって全部頭に入ったわけではなかったです。刑の重さを決めるというのはすごく難しかったなというふうに覚えています。

司会者

3番の方、お手元にある検察官の冒頭陳述のメモもやはり有罪、無罪というものではなくて、刑の重さをどうしましょうかということがポイントですということで検察官が主張したと思うんですけども、そこはそれなりに頭には入った感じでしょうか。

3番

そうですね。分かりやすく説明してくれたと思います。

司会者

弁護人の方の冒頭陳述もあったかと思いますが、弁護人は紙か何かを皆様に配付したんでしょうか。それとも、口頭でだけ皆様に説明したという形だったんでしょうか。

3番

ちょっと忘れたんですけど、弁護人の方から紙はなかった、口頭だったと思います。

司会者

今ちょっとお手元に持っていたいただいているのは口頭で述べた内容が書いてあるものだと思うんですけども、口頭だったとして、その弁護人が言わんとしていることは、それはずっと頭には入っていらっしやった感じですか。

3番

そうですね。

司会者

戻ってしまって恐縮なんですけれど、1番の方、弁護人の方の冒頭陳述についてどうだったか、もし記憶に残っていらっしゃったら教えていただきたいんですけど。

1番

ちょっと記憶の範囲で、このメモを見ながら聞いた覚えはあるんですけども、だからそんなに違っていなかったかなというのは思っています。

司会者

それでは、4番さん、5番さん、6番さんに担当していただいた事件についてですけれども、6番の方、いかがでしょうか。

6番

検察官の冒頭陳述と弁護人の冒頭陳述、どちらもこういうことを主張したいんだなというのは分かりやすかったと思います。尋問は初めてで、こういうもんかと思って聞いていたんですけど、なるべくもうフラットに見ようというような気持ちで聞いていたなというような記憶はあります。

司会者

お手元の冒頭陳述のメモを見ますと、例えば中止犯が成立するかとか、これは検察官の冒頭陳述メモにもありますし、弁護人の冒頭陳述メモにもあるんですけども、その中止犯という言葉自体の理解とか、その言葉が難しいかどうかは別として、基本的に検察官が言わんとしていること、弁護人が言わんとしていることというのは皆様に伝わったかどうかという辺りですけれども、4番の方はいかがだったですか。

4番

十分伝わりました。

司会者

では、その専門的な用語が入っていますけれども、それも説明がなくても伝わりましたでしょうか。

4番

初めて聞く用語だったんですけど、その後、裁判長の方からいろいろ説明を受けたんで…。

司会者

では、5番の方はいかがでしょうか。

5番

同じく分かりやすく見ましたんで…。

司会者

今の話ですと、後で部屋に戻ってから裁判長の説明ということがちらっと出ましたけど。

5番

ちょっと記憶にないんですが、始まる前に今回は中止犯というあれがつきまとうみたいな話があったような気がします。

司会者

分かりました。いずれにしても、そうすると検察官の冒頭陳述にしても弁護人の冒頭陳述にしても、それなりに法廷の中で理解することができたということですね。

5番

はい。

司会者

その他に、冒頭陳述の関係で何か気付いたこと、この点はこうだなと思ったことがもしあればお話しいただければと思いますが、7番の方にお聞きしますけれども、いろいろな事件があったんですけども、当初は強盗致傷だけについての冒頭陳述を検察官にしてもらったかと思うんですけど、そこは理解としてはどうでしたでしょうか。

7番

特に問題はないと思うんですけど、被告人が二人おりまして、そこが、後のことなんですけど、いろんな事件と絡んできて、実際分かりづらい点が幾つかあったか

など。単に聞いているだけなんで、メモをとる上でも、ちょっと事件がいろいろと絡み合っただけで分かりづらかったというところは正直あります。

司会者

被告人が二人いて、先ほどちょっとお伝えしたように、登場人物、この事件だけでも6人いるということで、誰が何をどうしたのかというのが冒頭陳述の段階ではよく分からないということだった、その後も分からなかったということでしょうか。弁護人の方の冒頭陳述ですが、被告人二人いましたので、それぞれ冒頭陳述をしてもらっているんですけども、それぞれどうでしたか。

7番

裁判を通じてなんですけれども、一人ずつの被告人の態度とといいますか、弁護人との距離とといいますか、そういうのはちょっと話を聞いていて感じました。一人目の被告人については、弁護人の方はただ淡々と述べられているような感じがしまして、ただ二人目の被告人に関しては、その被告人の方も十分反省しているといえますか、そういう点を弁護人の方も酌んで話をされているのではないかなという感じはしました。ただ、一つ気になったのは、付けているマイクの位置かも分からないんですけれど、二人目の被告人の弁護人の方のちょっと声が聞き取りづらかったというのはありました。

司会者

検察官、弁護士にお尋ねしますけれども、今一通り冒頭陳述について皆様の印象、感想を聞かせていただきましたけれども、検察官として何かこの辺りで話しておきたいこと、コメントしておきたいことがあればお願いいたします。

検察官

ちょっと1点、7番さんにお尋ねしたいんですが、多分冒頭陳述で人物関係図みたいなのがあったと思うんですけど、それを冒頭陳述以降も見返すことというのはありましたか。

7番

休憩に入るたびに、分からないことはなるべく裁判官の方に質問して、その場で解決できるようにはしていたんですけど、幾つかの事件が重なってきて、その図を見返しても、実際そのときの内容がどの内容だったのかというのがちょっとぶれることがあったので、その辺は裁判官の方に質問して、その場で解決するようにはしていました。

検察官

この事件、多分更に三、四人ぐらいはプラスして名前が出てくる人がいたと思うんですけど、その人たちもその関係図に詰め込んだ方がいいのか、それとも薄い人については入れるともっとごちゃごちゃしちゃうから、入れない方がいいのかというのはどうでしょうか。

7番

私の個人の意見では、入れない方がいいと思います。検察官の方が初日は二人だったと思うんですけども、後から3人に増えたので、役割分担なんですけど、この事件はこの検察官みたいな形で発言していただけると、あっ、今この事件だなというのが少しは理解できるのではないかなと。途中で、文書が長いというものもあると思うんですけども、途中で検察官の方が、ここからは私が読みますみたいな感じになっていたと思いますので、そこを、この事件に関してはこの検察官の方がという形にしていただけると、何となく頭に入ってくるのではないかなという感じがしました。

司会者

小杉弁護士はいかがでしょうか。

弁護士

私からは特にございませぬ。

司会者

それでは、冒頭陳述はこの辺りにしまして、今度は具体的な証拠の調べ方について入りたいと思います。

典型的なのは、検察官が記録を声を出して読み上げるという証拠の調べ方と、それから証人に証言台に座っていただいて、検察官、弁護士、裁判所側から尋問するという証人尋問と、その他に被告人質問といってそれぞれ被告人に質問すると、こういう場面があったかと思うんですけども、まずはじめに書類の取調べについてなんですけれども、基本的には朗読をしたり、図面を画面に示したり、写真を画面に示したりというようなことがあったかと思えますけれども、それについての印象なり感想なり、分かりづらかった、分かりやすかったという辺りをお聞かせいただければと思うんですが、では1番の方、お願いいたします。

1番

記憶の範囲ですけれども、たしか血の付いたものとか、そういうのは血の色を違う色でやって、我々にちょっとショックを与えないようにしていたのかなというのはあったと思い出してきましたけれども、スライド自体は分かりやすかったように記憶していますが…。

司会者

証拠のリストを見ますと、被害者の方の供述調書などが読み上げられたりしていたようですけれども、ここはそのまま読まれて、そのまま納得したという形ですか。

1番

はい。

司会者

2番の方はいかがですか。

2番

書類、特に分かりづらかったという覚えは全くなくて、すごく、ずっと頭に入ってくるような形ではあったように覚えています。

司会者

では、3番の方、書類の取調べ方についてどうだったでしょうか。

3番

スライドと、あと図面ですか、そちらの方、分かりやすくモニターに映してもらったんで、分かりやすかったです。

司会者

声のトーンとか読み方も特に問題はなかったと。

3番

はい、問題なかったです。

司会者

4番の方はいかがでしょう。

4番

書類に関しては特に問題はないんですけども、今回の事件では強姦というのが入っているんで、その後のいろんな証拠調べに入るときかな、その辺のちょっとあまりにも生々しい、そういう状況を見せられて、初日からちょっと参ったなという感じはありました。

司会者

書面としては、例えばお医者さんの供述調書とか、被害者の方の供述調書の読み上げはあったかと思えますけれども、それ自体は特にそのまま…。

4番

その辺で、さっき言った中止犯ですか、あの辺と対比させて考えることができたんで、特に問題はなかったです。

司会者

この事件ですと、包丁、凶器そのものではなくて、同じ型のものということで証拠が出されていたようですけれども、5番の方はこの辺りはどういう理解をされたんですか。

5番

同じものですか。

司会者



はい。証拠のリストを見ると、包丁（凶器と同型のもの）と書いてあるので。

5 番

実際に使われたものと同等品のものということですかね。実際に見させてもらったんで、ちょっとリアルでしたけど、全体を通すと非常に分かりやすく良かったなと思います。

司会者

6 番の方はいかがですか。

6 番

供述調書の朗読なんですけど、検察官の方がどちらかというと感情を抑制したような感じで淡々と読まれていたというような印象があって、それが事件を捉える上で、客観的に見る上で良かったのか、もうちょっと感情が見える方が良かったのかというのはちょっと分からないんで、そこはどっちが良かったのかなというのは思いました。あと、私たちのやった事件では110番通報というものが一つ大きなポイントなんですけど、これも調書の形だったのかな、実際の音声ではなかったんで、実際のニュアンスがちょっと伝わりにくいなという印象はありました。

司会者

文字化された形でということ。

6 番

はい。実際私たちが担当した事件では110番通報で中止という意味があったのかなのかというところがポイントの一つだったと思うので、その音声がなかったというところがちょっと分かりにくかったなというのは個人的な感想としてはあります。

司会者

それが録音されているのであれば、それを、聞き取れるかどうかは別として、聞いてみたかったということ。

6 番

はい。文字化されたものと伝わり方がどう違ったのかなという。

司会者

それでは、続いて7番の方、供述調書なんですけど、被害者が3人、それからお医者さん、共犯者がまた3人出ているというような中で、検察官の朗読がしばらく続いたんですけれども、どうでしたでしょうか。

7番

率直な感想としまして、事件の一連の経過を、多分文章だけだと、ぱっとイメージできないんですけど、検察官の方たちが写真を複数枚、細かくカット割りで、例えば現場の状況とか、そのときの被害者と加害者との位置関係とか、そういうのが写真として添付されていたので、そこが事件の流れをつかむ上ですごく参考になりました。

司会者

裁判員裁判の中で供述調書を検察官が法廷で読み上げるだけの証拠調べというのは裁判所の方としてはあまりやらないようにしております、キーポイントになる方は証人に来ていただいて、お話を聞くというふうに励行してはいるんですけれども、ただそうはいっても、今の7番さんのお話だと、特に分かりづらさというのは、今回の事件では、なかったということでしょうか。

7番

はい。

司会者

それでは次に、証人尋問についてお話をお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、証人尋問して欲しいと言った側がまず主尋問という形で先に尋問しまして、それが終わって、今度はその反対側の当事者、弁護人なり検察官が反対尋問して、そういうのを経た後で最後に裁判所の方から尋問する時間があつたかと思うんですけれども、その証人尋問について印象等をお聞かせいただければと思います。1番の方からお願いします。

1 番

私も裁判所に入ったのも初めてだったんで、何を質問していいのかなというのをちょっと悩んだ覚えがあって、何を質問したか、今ちょっと、はっきりとは覚えていません。ただ、そのときで、書類で分からなかったこと、その気持ち、どういう気持ちでやったのかと、そういうことを聞いたように覚えているんですけども、その質問が適切だったかどうか、ちょっと覚えていないんですけども…。

司会者

検察官なり弁護士なりが尋問をしていたかと思うんですけども、その尋問の趣旨とか、何でこういう尋問をするかとか、その答えがどういう意味があるのかとかという辺りの理解はどうですか。

1 番

趣旨はちょっと分からなかったですけども、聞いた内容に対して答えていたというのは理解していましたけど…。

司会者

特に初日に被害者の方を直接調べていますけれども、それなりにそのまま受け取ったということになりますか。

1 番

そうです。

司会者

2 番の方はいかがですか。

2 番

文章では書かれていることも、やっぱり本人の口から聞くというのはとても大きかったなというふうに感じていて、検察官の方も弁護士の方もお互い質問していらっしやいましたけど、何かこの事件がもう事情が事情で、自分から自首した意味だったりとか、本当に反省しているんだというのを本人、被告人の方の口から実際に本当に聞いて、反省の色が伝わってきて、何かその質問があったからこそ、判決を

下すときに刑の重さを、同情してしまったというのはちょっと何か思っではいけないことかと思うんですけど、刑の重さを最終的に決めるに当たって、すごくその質問という時間は大きかったなというふうに感じています。

司会者

御自分で質問をする時間というのは…。

2番

正直質問できなかったです。

司会者

それでは、3番の方、初日に被害者の証人尋問で、翌日に目撃者の尋問という流れだったというふうに伺っておりますけれども、どうですか。被害者の話、目撃者の話を聞いていらっしゃって。

3番

初日だったということもあって、ちょっと自分からは尋問の方はしていないんですけども、検察官、弁護人の話の方を聞いていて分かりやすかったというのがあります。

司会者

裁判所の方からの質問は、3番さん御本人は質問されなかったということのようですけれども、他の裁判員の方とかは質問されていらっしゃいましたか。

3番

何人かしている方はいました。

司会者

その質問は理解できましたか。

3番

はい、理解しやすかったです。

司会者

それでは、4番さん、5番さん、6番さんの事件の関係ですけれども、やはり初

日に被害者の方の証人尋問等があったということのようですけれども、4番さん、いかがだったでしょうか。

4番

被告人の人物像というのがちょっとつかめなくて、当時そのときに犯行に至る前に同僚二人がいたんです。その同僚二人の証言あるいは質問を聞いたかった、言いたかったという感じですかね。

司会者

被告人の同僚。

4番

同僚で、大分一緒に仕事をしている。一緒に働いているときの人物像、過去とかそういうのは結構、弁護士からいろいろ話があったんですけれども、実際に犯行に及ぶ近日、その辺の人物像というのはちょっと知りたかったかなと思います。

司会者

被害者本人は、遮蔽の中での尋問だったようですけれども、被害者本人に対する尋問は特に理解しづらい点はなかったですか。

4番

理解というのはできているんですけど、ちょっとその裁判自体の制度というか、それが、ああいう裁判長なり我々が質問したときに、果たしてその証言がちゃんと正しい、本音が言えているのかどうかというのはちょっと疑問に感じましたよね。結構、裁判長とかからいろいろと、被害者に対して尋問があって、必ず検察官のちょっと顔色を見ながらみたいなところがあったんで、これ、本当に本音を言っているのかなというのがちょっと気になったところです。

司会者

それは、証言の内容というよりも、その他の様子からという感じですか。

4番

ちょっと非常に気になりました。

司会者

5 番の方はいかがでしたでしょうか。

5 番

あのとき多分被害者の方の話を聞いていて、ちょっと、思い出させてしまって、ちょっと聞きづらいところもあったんですけど、大きなところで言うと、被告人、相当結構アルコールを飲んでの犯行だったと思うんですけど、被告人の直近の本当に友人とか、他に二人友達と一緒にいたわけなんですけど、犯行に及んだときは一人だったんですけど、そのときにいた二人の友人の証言というか、そういうのが聞きたかったというのありました。

司会者

6 番の方はいかがですか。

6 番

先ほど4番の方も言っていたんですが、被告人の同僚の証言というのは、調書だけだったんですけど、聞きたかったなというのがあったのと、あと何日かに分けて証人の話を聞くんですけど、初日に話を聞いた方の話は、もう一度聞き直すということができないんで、そこは難しいところだなとは思いました。それと、弁護士側の、多分情状証人というんですか、お姉さんが出たんですが、ちょっとその辺が分かりにくかったなというところがありました。

司会者

分かりにくいというのは内容がということですか、それとも何のための証人かということですか。

6 番

内容ではなく、そうですね。一応情状証人というような言い方を聞いたんですけど、ちょっとその辺が意図が分かりにくかったなというような。

司会者

それでは、被告人質問についての話に移りたいと思いますけれども、被告人なり

に自分のことを話すわけなんですけれども、通常、弁護士から質問してもらって、その後、検察官からの質問があって、最後に裁判所から質問するということになります。7番さんに担当していただいた事件では、被告人それぞれがお互いの証人になるというような形なので、形の上では被告人質問しかないんですけれども、一人の被告人に対して他方が証人になるというような関係でもありましたので、証人尋問の話と被告人質問の話をまとめてお話しいただければと思います。では、よろしくをお願いします。

7番

両被告人とも質問に対して的確に答えていたと思うんですけれども、それが果たして本当のことなのかどうなのかというところまでは正直分からなかったです。ただ、法律上のことで分かんないんですけど、他の別の事件との関係で、今回の裁判で被告人になっている人と関係のある人というのが証人として裁判に出てくることって可能なんでしょうか。

司会者

もちろん可能です。

7番

もしそういうのが可能であれば、別の事件で起訴されるであろう人の話も聞きたかったです。

司会者

被告人質問兼証人尋問でもあるわけなんですけど、ちょっとそれだけ聞いただけではなかなか判断が難しかったということですか。

7番

結局やった、やらないとか、言った、言わないとかということなので、複数人加害者がいるわけで、その辺がどうだったのかという、その事件に関しての加害者の位置関係を細かく知る上で、そういう言った、言わないとか、やった、やらないという部分をもうちょっと細かく伺うことができたかなと思いました。

司会者

中身そのものは、それはそれで受け取ったということになりますか。

7番

はい。

司会者

それから、裁判所の方からの質問についてはいかがだったですか。一応疑問点を休み時間に出し合って、こういう質問しましょうかという話合いをしたかと思うんですけれども。

7番

特にこれが良くないとかって、そういうことはないと思いますけれども。

司会者

7番の方に被告人質問についても含めてお話をいただきました。テーマは被告人質問ですけれども、それでは一つ目の事件における被告人質問について、弁護人からの質問、それから検察官からの質問、そして裁判所からの質問という順序でしたけれど、1番の方はいかがだったでしょうか。

1番

ちょっと一つ一つは覚えていないんですけれども、もともとこの事件が何か知り合い同士の事件だったように記憶していて、そのときの被告人としての気持ちを何か聞いたように覚えているんです。その辺のところは最後の量刑というんですか、そのところに左右したのかどうか、ちょっと分からないんですけれども、そういった心の動きという、やったこと、事件自体はちょっと分かっていたんで、それがどういうふうに扱えばいいのかなということで何か質問したようには覚えていますが。

司会者

今のお話ですと、検察官なり弁護人なりの質問自体はそのとおり理解してということになるということですか。



1 番

そのとおりで理解したということで…。

司会者

2 番の方はいかがですか。

2 番

私も質問自体の意味は理解できたように覚えているんですけども、またさっきと同じ話になっちゃうんですけど、被告人の方が本当に何か反省の色というか、事件に対しての思いというのがすごく伝わってきたなというのは覚えています。

司会者

では、3 番の方、被告人の元の職場での事件だったかと思えますけれども、被告人質問について、いかがだったでしょうか。

3 番

お昼休み終わってからの被告人質問だったんで、内容の方は整理されて、分かりやすかったイメージはあります。

司会者

質問そのものは、他の裁判員の方もされていらっしゃったんですか。

3 番

はい、していました。

司会者

では、4 番さん、5 番さん、6 番さんの担当した事件で、殺人未遂と強姦ということでしたけれども、被告人質問についての印象等をお聞かせいただければと思います。4 番の方はいかがですか。

4 番

ちょっと、検察官側の話というのは良く分かったんですけども、弁護人の話がちょっとどうも中止犯をこじつけようという趣旨が見え見えで、何か非常に印象が悪かったというのがありました。

司会者

弁護人が御苦勞されていたという感じ，分かりづらかったということ。

4番

いや，分かりづらいというか，えっ，そんなの関係ないだろうみたいなところがちょっと…。

司会者

分かりやすかったけど，これはどうかなという感じですか。

4番

何か本当に無理に持っていこうというのが見え見えという状況，そこがすごく気になったんです。

司会者

では，5番の方はいかがですか。

5番

4番さんのおっしゃるとおりで，弁護人の方が何か無理やりどうにか中止犯にという，どう見ても中止犯にならないだろうというようなことをちょっと言っていたんで…，後は被告人にそのときどういう気持ちでやったかということは多分聞いたような気がします。

司会者

ちょっと弁護人の質問がどうかなと思う中で，最後に裁判所からその辺りを質問してみたということですか。

5番

そうですね。

司会者

そういう意味では，分かりやすい質問だったということですか。

5番

はい。

司会者

6 番の方はいかがですか。

6 番

4 番の方、5 番の方がおっしゃったように、ちょっと弁護人の方の弁論が分かりにくいというか、分かりやすいんだけど、無理やりな感じがしたというのは自分も感じました。非常に弁護しにくい事件だったなというふうに思うんですけど、ちょっと温度が低い、弁護されている方の温度が低いのかなという印象がありました。

司会者

それでは続きまして、書証の取調べ、証人尋問、被告人質問を経まして、最後にもう一度検察官、弁護人から最終的な意見を述べてもらいます。検察官の方は論告求刑と言いますし、弁護人の方は最終弁論という言い方をしますけれども、この最後の証拠を踏まえた最終的な意見について、皆様が見聞きしてそれぞれ抱いた感覚と検察官なり弁護人が最後に述べた意見がかみ合っていたのかどうか、皆様に伝わっていたのかどうかと、この辺りについての感想をお聞かせいただければと思います。1 番の方はいかがだったでしょうか。

1 番

いろいろな裁判員の人たちと話をしながら最終的にいろいろなことを話して決めていったように覚えています。ただ、我々の班では、たまたまですけれども、女性の方が多かったんで、女性としての見方、男性としての見方というのはあるんだと思いました。それが左右されたとは思っていませんけれども、いろんな話が出て、最終的に決めていったように覚えています。そういったところで、結果としてはそれが妥当なのかなというふうなことは覚えています。

司会者

お手元の資料ですと、論告求刑については検察官が殺意が強かったとか、危険な態度であったとか、動機等には酌むべき理由がないということですよ。弁護人の方は絞って、自分の意思で首絞めを中止したとか、自首をしたとかという形で、ピ

ンポイントな主張だったかと思いますがけれども、この辺りの理解というのはどうですか。

1 番

それぞれの場合について、刑を重くするのか軽くするのかとかいう話をいろいろ場合分けをして決めていって、最終的に量刑というか、いろんなことを決めていったように思いますので、それが話し合った中では妥当だったのではないかなというふうには思っていますけど…。

司会者

今、評議のこともお話しいただきましたけれども、そうしますと検察官の論告求刑や弁護人の最終弁論を踏まえて評議を経ていって、これについての意見を出し合っていたということでしょうか。

1 番

そういうふうになります。

司会者

そういう意味では、検察官の論告にしても弁護人の弁論にしても、スタートとしては分かりやすい内容だったということですか。

1 番

そうですね。弁護人は弁護人の立場で多分いろんなことを言ってきているし、検察官の方はいろいろその立場で言ってきている。それが妥当であるかという話もいろいろしたように覚えているので。

司会者

評議のスタートとしては、双方の主張が対立した形でよく出てきたということですか。

1 番

はい。

司会者

2 番の方は、同じ質問になりますけど、いかがだったでしょうか。

2 番

最終的に刑を決めるに当たって、最終的に両方から、検察官の方と弁護人の方からの刑の重さについてを伝えてもらったときに、その両方の意見をどう取り入れて刑を決めるのかというのにとっても役立ったかなというふうに覚えています。

司会者

そうすると、非常によくまとめてもらった形の主張だったということですか。

2 番

はい。

司会者

それでは、3 番の方、検察官の最終的な意見、論告、それから弁護人の最終的な最終弁論、それぞれいかがだったでしょうか。

3 番

紙にして分かりやすくまとまったような感じがします。刑の方はちょっと詳しく分からなかったんですけど、言われるまでは、この説明とかを聞いていて分かりやすくなったようなイメージです。

司会者

証拠を踏まえた最終的な検察官と弁護人の意見としては、評議の土台というか、スタートとしては分かりやすかったということですか。

3 番

はい。

司会者

それでは、4 番の方、いかがだったでしょうか。

4 番

検察官の話はよく理解できました。やっぱり弁護人の方は、言っていることは分かるんですけども、その弁護の仕方が的違いではないのという印象をちょっと受

けちゃいました。

司会者

そうしますと、言っていることはよく伝わってきたということですね。

4 番

言っていることは分かります。

司会者

5 番の方はいかがですか。

5 番

同じになっちゃうんですけど、温度差がかなりある中だったんで、それを裁判員と裁判官の方で妥当にできたのかなと思います。

司会者

そうすると、言っていることが何だか分からないという話ではなくて、分かった上で評議に入れたという感じですか。

5 番

そうです。

司会者

6 番の方、同じ質問で、お願いします。

6 番

言っている内容は分かりやすかったと思います。自分すごく印象に残っているのは、検察官の方がすごく毅然として論告を読み上げていたんですけども、結果の求刑のところと、その読み上げていた内容との温度差を感じたんで、この内容からこの結論なのかというところの部分がちょっと理解しにくいところがあったような気がします。

司会者

主張の内容と最終的な刑の意見について、ちょっとずれが感じられたと。

6 番

内容的には分かりやすかったんですけど、どういう組み立て方になったのかなという部分がちょっと分かりにくいということはあったかなとは思いますが。

司会者

では、7番の方、事件がたくさんあって、まず強盗致傷についてだけ証拠を見ていただいて、その他の事件はもう裁判官だけで部分的な判決をした後なので、その部分的な判決をした事件と裁判員の皆様に証拠を見てもらった事件とを合体させて刑を決めると、こういう流れだったかと思いますがけれども、その最後の意見、検察官、弁護士それぞれの意見について、弁護士お二方いらっしゃいましたけれども、どういう印象でしたか。

7番

まず、検察官の論告要旨を1枚の用紙にまとめていただいて、何を主張したいかというのがきちんと赤で色付けされていて、非常に見やすく、分かりやすく、検察官の論告要旨は申し分ないと思います。

ただ、弁護人の弁論については、口頭で長い文章をただ読み上げるだけでしたので、さすがに長い文章を聞いていると、何が主張したいのかという部分がちょっと曖昧になってきて、ただ感情の部分は伝わるんですけど、結局何が主な言いたい点なのかというのがちょっと分からなくて。それなので、もし、裁判の性質上無理かも分かりませんが、検察官がまとめたような、こういう1枚の用紙にまとめていただくと、比較がしやすいと思います。

司会者

主張したいことをコンパクトにまとめてもらった方が頭には入りやすいということですね。それでは、証拠調べ、最終意見まで来ましたので、いよいよ評議についてお話をしていきたいと思います。

法廷での審理が終わった後、評議室での議論の場面になるわけなんですけれども、皆様の方で十分に意見が出せたかどうかとか、あるいは雰囲気として発言しやすい雰囲気だったかどうかという辺り、もっと議論したかったのにとか、そういう辺り

をお聞かせいただければと思いますが、では、1番さん、よろしいでしょうか。

1番

先ほどちょっと話に出ましたけど、評議自体は、最初は私なんかもすごく緊張して、皆さんも緊張していたと思うんですけども、ちょっと進むのがどうかなという感じもしましたけれども、その後からはもういろんな話もできて、評議の進め方自体は問題なかったと思います。専門的なところは裁判官の方が説明したりとかしてくれましたんで、進め方は特に、話合いがいろいろできて良かったのではないかなというふうに思っています。

司会者

2番の方はいかがですか。

2番

私も最初すごく緊張していて、本当にどうなるのかなというふうに思っていたんですけども、とにかく話しやすい雰囲気、1週間という時間が短くもなく、長くもなく、すごくぴったりだったなというふうに思っていて、それがもし三日とかだったら多分ちょっともう少し時間が必要なんではないかなというふうに思っていたかと思いますが、その1週間という時間がちょうどよく、全員ちゃんと発言をして、評議できたかなというふうに思っているんで、すごく自分の言いたいことを伝えられたし、雰囲気も良かったなというふうに思っています。

司会者

3番の方はいかがですか。

3番

はじめ、どういうふうに進めていくかちょっと分からなかったんですけど、進むにつれて裁判官の方が仕切ってくれたんで、分かりやすくもあって、自分の意見も言えたかなと思います。

司会者

4番の方はいかがですか。



4 番

朝から、にこにここと、和気あいあいと進められたんで、大変良かったかなと思います。

司会者

では、雰囲気はもう話しやすい雰囲気です。

4 番

話しやすいし、我々のグループというか、結構皆さん意見を言う方が多くて、一つの意見が出ればそれに対してもっと出るみたいな、進みやすかったのではないかなと思っています。

司会者

5 番の方はいかがですか。

5 番

裁判官の方が非常に温かい方で、本当に和気あいあいとしていて、非常にスムーズにできたかなと思います。

司会者

6 番の方はいかがですか。

6 番

最初は緊張していたんですけど、裁判官の方が話しやすい雰囲気を作っていたかなというのがあるって、段々と自分も意見を言えるようになりましたし、一緒に評議していた人も非常に論理的というか、冷静だったんで、やりやすかったなという印象はあります。

司会者

では、7 番の方、お願いします。

7 番

評議室のホワイトボードを裁判官の方が利用させていただいて、分かりづらい法律用語や刑罰の名前とか、その辺を全てホワイトボードに書いていただいて、それを

教えていただく形で評議は進められたので、大変分かりやすかったです。

司会者

意見の出しやすさとかというのはどうですか。

7番

裁判官の方が一人一人に意見を言う時間を与えていただいたんで、それぞれがいろんな意見を言えたんじゃないかなと思います。

司会者

それから、刑を決めるときに、いろいろな要素があるわけなんですけれども、過去のデータをご覧になっていると思うんですけれども、その過去の資料を見て最終的に刑を決めることについての感想なり御意見なりを伺いたいと思いますけれども…。

7番

過去の判例を見せていただいて、この罪だから、このぐらいの刑罰というのがもう見てすぐ分かりましたので、その何年ぐらいという目安が最初やっぱりどうしても法律のことがよく分からないんで、それが基準としてあって、そこからの話合いで、どうするというところが話し合えたんで、その点については良かったと思います。

司会者

6番の方はいかがですか。

6番

過去の判例について見せてもらって非常に分かりやすかったんですけど、結局自分たちの今やっているのもその中にいずれ加わるんだということを意識しました。いずれは自分たちのその出した結論というのがこの過去の事例の参考になるんだということを意識した記憶はあります。

司会者

5番の方はいかがですか。

5番

素人なので、分からないことだったので、非常に参考になって良かったと思います。

司会者

4番の方はいかがですか。

4番

その基準性は分かるんですけど、ではその犯罪がどういう形で行われて、どんなものをもたらしたのかとか、そういうのは全然見えてこないですね。その辺で本当に参考になるのかなというのはちょっと疑問に感じました。

司会者

3番の方はいかがですか。

3番

その過去のデータを見たのは参考にはなりました。

司会者

2番の方はいかがですか。

2番

過去のデータを見て、何か、どうしてこの事件は何年なのかというのは、予め裁判官の方がすごく詳しく教えてくれて、それがすごく参考になって、今回判決を決めるに当たってすごく役に立ったなというふうに思っています。

司会者

最後に、1番の方、いかがですか。

1番

裁判官の方から示された例を見て、その中でどういうふうに決めるかというような話をしたのを記憶しています。その判例とか、量刑を見せてもらうのは良かったです。参考にするという意味では良かったのではないかなというふうに思います。

司会者

それから、評議もそうなんですが、全体的なスケジュール、日程の組み方、あるいは休息の取り方、長短あると思いますけれども、それについての御意見、それからお仕事等の都合を調整する上で、こういうスケジュールであればもっと良かったのではないかなということがありましたらお伺いしたいと思うんですけれども。1番の方、どうでしょうか。

1番

1年前のことをちょっと思い出すと、たまたまだと思いますが、台風が来て、予定がちょっと変更になったように覚えていて、裁判所から電話が来て、ちょっとびっくりしたなというふうな覚えはありますけれども、約6日間ですね。話し合うのには十分だったのではないかなというふうに思います。長くもなく短くもなくという感じはしました。

司会者

法廷で証拠を見たりして、また部屋に戻ってというのが何回かあったと思うんですけど、ちょっと休みが多いのではないかとか、そういうことではなくて、適当だったということですか。

1番

良かったのではないかなと思います。

司会者

2番の方はいかがですか。

2番

スケジュールに関しては、ちょっと私当時学生だったもので、そんなに忙しくなかったもので、仕事をしている立場、学生の立場とはまた違って、すごく暇な時期に裁判員をさせていただいて、スケジュール的には何も問題なくできたなというふうに思っています。

司会者

3番の方はいかがですか。

3番

スケジュール通りに進めていけたので、やりやすかったです。

司会者

4番の方はいかがですか。

4番

今回の案件からすれば、期間的には妥当なのかな。評議中でも休憩を結構取ってもらえたし、ちょうど良かったんじゃないかなと思います。

司会者

5番の方はいかがですか。

5番

途中、日曜日を挟んだんですけど、自分の中でこの事件について考えられる時間が持ってたんで、良かったかなとは思っています。

司会者

日曜日のときということですか。

5番

はい。

司会者

6番の方はいかがですか。

6番

評議時間等は過不足なく、非常に適切だったかなという印象です。

司会者

7番の方はいかがでしょうか。

7番

評議の時間についてなんですけど、個人個人の意見を言う時間はあったんですけど、例えばAさんとBさんがいて、同じような意見になるんですけど、その先のごままでが同じで、その先どういう点で違うのかという部分がちょっと話し合えなか

ったので、その辺まで、ちょっと細かいんですけど、時間の許す限り話し合えたら良かったんじゃないかなと思います。

司会者

もうちょっと掘り下げていきたくったということですか。

7番

そうです。どうしても意見が同じ方向に行くのは分かるんですけど、そこで個人個人いろんな意見があると思うんで、もう少し話ができたかなと思います。

司会者

それぞれの違いがもうちょっと出れば良かったかなと。

7番

はい。

司会者

そうしましたら、ここで一通り審理、評議について全体的に御意見を伺いました。一通り振り返ってみましたので、裁判官の方から何か全体的な感想等、コメントをいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

裁判官

皆様がいいことばかり言うので、もう少し辛辣なことを言うてくださった方がありがたいかなと思っていますところでは。

ちょっと幾つか、こういう人からも聞いたかったというような発言もあったんですけども、逆に例えば、供述調書、書面の読み上げが長くて辛かったとか、質問したかったみたいなことで、言い忘れていたような方がいらっしゃれば、それもちよっとお聞きしたいなと思っていますところでございます。

司会者

皆様、いかがですか。今日ここで私がテーマとして取り上げていない部分で、こういう点がどうだとか、もしありましたら、是非お聞かせいただきたいんですが。

7番

私が参加させていただいた裁判員裁判では、複数の事件が絡んでいたもので、本件の事件と別の事件が途中で例えば供述で出てきたときに、少しその概要といたしますか、その辺を少し話していただくか、もしくはそれを図で示していただいて、それを1枚の用紙みたいなもので配付していただいて、それを参考に頭の中でまたイメージしやすいような形にさせていただけたらなと思いました。

司会者

実は7番さんの事件、私が担当しております、先ほど申し上げましたように、まず裁判員の皆様には強盗致傷の事件だけの証拠を見ていただいたんです。その後で、裁判官だけで既に判決してあるものを合体させて刑を決めると、こういうステップを踏んだんですが、7番さんの今のお話に出たように、強盗致傷の事件の中に、その以前の強盗の話とかがどんどん出てくるんですね。そうすると、裁判員の皆様にすると、聞いたこともないような事件が話の中に出てくるので、かなり分かりづらかったということだとは思いますが、そこはもう少し分かりやすく工夫してほしかったと、こういうことになりますかね。

では、検察官はいかがでしょう。

検察官

まず4番から6番の方にお尋ねしたいんですが、この事案では、先ほどおっしゃっていたように、同型の包丁というものを証拠物として出して、皆様に見てもらったと思うんですけれども、これ、たまたま100円ショップだったので、同型の包丁が手に入れられたというのもありましたけれど、その他に凶器そのものというものこちらの検察庁にはあるんですけれども、それは血が付いているというものなんです。

今こういう凶器がある場合に、どういう形で出すのかというのをいろいろと問題になっているところなんですけれども、皆様の中で、多分大きく分けて四つあって、血が付いている凶器そのものか、同型のもの、写真、イラストという大きく分けて4択かなと思うんですけれども、どれが一番ベストだと思われるかというのを御意見

お伺いできればと思います。

司会者

4 番の方，いかがですか。

4 番

先ほどの110番の話と絡むんですけれども，やっぱり人の刑を決めるわけですから，極力，実物というか，生の姿を見たいと。人によっては，それで嫌悪感を感じちゃう方もいるかもしれませんが，私は極力リアルに，生を見せて欲しかったなと思います。

司会者

では，5 番の方，どうぞ。

5 番

今回は，包丁の上からワインの空き瓶で殴っているんです。それなんで，やっぱり同型で出していただければ，それができるものなのかというのがよく分かったんで，同型がいいと思います。

司会者

同型で良かったということですか。

5 番

はい。

司会者

血の付いたやつじゃなくて，同型がいいと。例えば評議の中でその同型のものをどなたかが手に持って，叩いてみるような真似をすとかというのと…。

5 番

みんな一人一人に，持って，やりましたけど。

司会者

そうすると，本物が出てくるとちょっと触りづらいとかという形ですかね。

5 番



それは、確かに血が付いていたりするとちょっとリアルかと思いますんで、同型が…。

司会者

6番の方はいかがでしょうか。

6番

自分たちの事件のときは、包丁そのものが争点みたいなものではなかったもので、同型で十分だったなと思うんですけども。

司会者

その包丁そのものがどういう形かとか、どういうふうな状態になっているか自体が争点ではなかったということになりますか。

6番

そのように自分は理解をしました。

司会者

そうすると、そういう意味では同型でも良かったんじゃないかと。

6番

そうですね。事件によっては、本物じゃないと伝わらないところもあるのかなと思うんですけども、その辺は事件のケースによってとか、あと今回の場合にはもうある程度裁判員裁判の前に、論点整理されていたので、その辺でもうクリアしているのかなという理解をしていました。

検察官

全く違う観点で皆様にお伺いしたいんですが、恐らく今回は選任から公判まで皆さん大体1週間とかは空いている日程かなと思うんですけども、もう一つの方式として、午前中に選任をやって、その午後からもう公判が始まるという方式をとられるというときもあるんですけども、それだと日程的に厳しいから、それは1週間ぐらい空けてもらった方が仕事の調整がつくなとか、むしろすぐにやっちゃった方がいいなとか、そういうことについて何か御意見がおありでしたらお聞かせいた

できればと思います。

司会者

どなたか御意見ありますか。

7 番

直接、その日に裁判を行うかどうかではないんですけど、これは私個人の意見なんですけれども、できたら簡単な法律用語とありますか、例えば刑罰に関する基礎知識とありますか、そういうものをレクチャーいただける、そういう時間とありますか、そういうのがあったらいいかなと思います。

直接その日に裁判を始めるかどうかは、それぞれみんな事情があるでしょうから、1 週間とは言わないですけど、二、三日空けたらいいんじゃないかと思います。

司会者

他の方はいかがですか。

1 番

日程については、やはり選任されてからある程度期間を置いていただいた方が、仕事もやっぱり協力してやっていますので、多少協力しなきゃいけないので、置いてもらった方がいいかな。その日から入ると、ちょっと辛いかなと思います。

司会者

他の皆さんは。特によろしいですか。

主催者

皆さん、お勤め先の方は、有給休暇以外に、特別休暇のような制度がおありになるのか、どういう休暇で休まれているのでしょうか。

1 番

私の会社は、たまたまですけど、裁判員制度での休暇が認められているので…。

主催者

特別休暇ですか。

1 番

ええ、自分は、それで取ってきていましたけれども。

主催者

他の方はいかがでしたか。

司会者

他の皆さんで裁判員休暇という制度が特別にあるのか、それとも有休を使ってもらえるのか。

4 番

基本は有休なんですけれども、有休使い果たしちゃった人もいますよね。そうすると、それで休むと欠勤ということで給与引かれちゃうんで、人事の方に、こういうのがあるんですけどという裁判所からの書類を持っていけば、休暇扱いに、給与は引かれない休暇扱いにしてもらうことができます。それもこの裁判員制度が始まったときにできた制度です。

主催者

他の方も、やはり特別休暇の制度でいらっしゃっているのですか。

5 番

もちろん会社で認めている制度なので、特別有休という制度です。

主催者

それは、就業規則などに例示として書いてあるのですか。

1 番

私の場合には書いてあります。

4 番

裁判員制度とは書いていないんですけれども、ちょっと詳しい文面は忘れちゃったけど、官公庁からの要請を受けた場合というような…。

司会者

6 番の方はいかがですか。

6 番

自分の場合、月給制の仕事ではないので、特に有休とか、そういう形ではないんですが、自分で調整するという形でした。

司会者

7 番の方は。

7 番

私は自営なんで…。

司会者

1 番の方は、もう裁判員用の特別の休暇があつて。

1 番

明示されています。

主催者

裁判員制度について就業規則に明文で書いてあるのですか。

1 番

はい。就業規則で、幾つか特別休暇あるんですけども…。

主催者

就業規則の定める事由の中にあるのですか。

1 番

ええ、そうです。ちゃんと裁判員制度によるというのは書いてあるので。

司会者

4 番の方は、基本は有休だけれども、それがなくなった方については特別に認められるということですか。

4 番

休暇名はちょっと忘れちゃいましたが、本当にこの裁判員制度が始まったときにできた休暇なんですけど…。

司会者

小杉弁護士、何かございますか。

弁護士

先ほど6番の方から、情状証人として呼ばれていたお姉さんが何のために呼ばれていたか分からなかったということなんですけれども、そもそもお姉さんが情状証人として適切じゃなかったのか、それともうまくお姉さんについて尋問で適切さが引き出せていなかったのか、その辺りどう感じましたか。

6番

結構、元々被告人と直近で一緒に住んでいた方じゃなかったの、ちょっとこの距離感というのに、なぜということが最初にあったのもありますし、質問の中でも、これで情状酌量に繋がるのかなという両方の面は感じました。

弁護士

ちなみに、4番の方と5番の方は、その情状証人のお姉さんについてどういうふうに感じましたか。

4番

お姉さんというのは、被告人のお姉さんですね。聞いたところによると、そんなに遠い距離でもない、車で短時間で来られるところにいたと思うんですけれども、それで何か逮捕されてから1度しか会っていないという話を聞いたんです。そういう話を聞いちゃうと、やっぱり印象的にちょっと変わってくるなというイメージがありました。

5番

やっぱり家族の付き合いという部分で、もう相当時間が経って、されていないのかなと思って、本来は、被告人直近の、住み込みで働いていたのかはちょっと分からないんですけれども、直近の友人とか、本当によく知る直近の人に出てきていただければと思いました。

司会者

それでは最後に、これから皆さんと同じように裁判員裁判に参加するかもしれない皆さんに対してお伝えしたいことがありましたら、是非お願いをいたします。

1 番

制度が始まってから、もう10年位になると思いますので、裁判員になるのも珍しくないと思いますが、それでも全員の方がなっていないので、私としてはこれに参加できて良い経験だったかなというふうには思っていますので、まだなっていない方は1度は経験された方がいいんじゃないかなというふうに思います。

司会者

2 番の方はいかがでしょうか。

2 番

私も裁判員を経験できて、すごく素晴らしい経験になったなというふうに思っていて、本当に毎日何げなく見ているニュースとか新聞には一つ一つ何かすごく物語というか、ストーリーがあって、社会がどんなふうに捉えているのかとか、すごく当時学生ながらもたくさん知ることができて、すごくいい社会勉強になったということと、今後、裁判員に選ばれた方には、是非面倒くさがらずにチャレンジしていただけたら、すごく素晴らしい経験になるのかなというふうに思います。

司会者

それでは、3 番の方、いかがでしょうか。

3 番

率直に言いますと、いい経験ができたと思います。これから周りの方がやる機会があったら、勧めていきたいと思います。

司会者

是非よろしく願いいたします。4 番の方、お願いします。

4 番

裁判員裁判の目的の一つに一般市民の意見を織り込むというのが確かあったんです。そういう意味では、今回参加させていただいて、やっぱり法曹界の方々というのはどちらかというと事務的というか、客観的な、そういう進め方をしていると思うんです。

それに対して我々は、どちらかという感情論みたいなもので入って、非常にうまくマッチしていくんじゃないかなと思うんで、どんどん一般の人、この裁判員制度に参加していただきたいなと思います。

司会者

では、5番の方、お願いします。

5番

仕事を休んで行くとなると大変でしたけど、一生に1度ぐらいのことなので、貢献して、自分の身を正しながら、人のためにお手伝いできたと思うので、今後の人生の視点が変わることも含め、やって良かったと思います。

あとは、裁判官の方は大分遠い存在だと思っていたんですけど、人として温かい人だったので、大変良かったと思います。

司会者

6番の方、いかがですか。

6番

裁判員の名簿に登載されて、更に抽せんというかなり絞られた中で、今回貴重な体験をさせてもらって本当に良かったなと思うんで、もしまた誰かそういう機会があれば、是非参加されるといいのではないかなと思いました。

司会者

では、7番の方、お願いいたします。

7番

この経験を通じて、一つ誤解していたことがありまして、裁判員に選任される前に郵送で裁判員制度ナビゲーションという一つの冊子が配られていたんですけど、それを私は一読もせず裁判員として職務に当たってしまったんですけど、よくよく考えると、その裁判員に選任されたときに裁判長の方から、事件の概要に関する予習はする必要はないよというのを私はうっかりしてしまって、その冊子も見する必要ないんだと、それを実際一読して、裁判の流れを頭の中に入れて上で裁判員として

職務に当たってれば、少しは流れが分かって、自分が抱いていた不安も少しは減らせたんじゃないかなと思います。

司会者

それでは、質疑応答のコーナーに入りたいと思います。新聞記者の方々からの質問をしていただくということになりますが、守秘義務の点についてはどうぞよろしくお願いいたします。

読売新聞

4番の方に伺いたいんですけども、先ほど、最後、市民の方々へのメッセージのときに、感情論で行く市民と、論理、事務的に行く裁判官の方に違いがある、うまく話をすり寄せていった、というような話があったと思うんですけども、実際、その評議の際に、量刑に関して一般の認識とずれがあったなとか、違いがあったなとか感じるということのはありましたでしょうか。

4番

評議の流れとして、裁判官の方がいろいろロジカルに、要所、要所でいろんな説明があって、それに対して、じゃどうですかという形で進めていったんですけども、やっぱり素直にそういう言葉がぽんぽん、ぽんぽん出てくるということからして、事務的というか、客観的というか、そういう印象を受けるんです。

我々は、それに対して何でという話になると、そこに感情が入っていく場もちょっと見えていたんです。それが、客観的なものと感情論、一般市民が思っている刑の重さというものが若干の差はあると思うんです。そこがうまく融合されることがこの裁判員裁判なのかなという印象を受けました。ということで、今後どんどんこの裁判員裁判に皆さん参加していただけるとありがたいなと思います。

読売新聞

実際に出された結論に対しては、一般の方の感情もきちんと入ったものになりましたか。

4番



…と私は思っています。

#### 読売新聞

実際、その評議の際には、やっぱり、一般の方の方が重いような、感情論的に量刑が重いような…。

#### 4番

こういう罪はこのくらいだよとかという押し付けは特にありません。

#### 下野新聞

今日、裁判の流れに沿って、ちょっと振り返りながら感想とか意見とかを言っていた形かと思うんですけど、結構いい経験になったとか、そういう意見が多かった中で、振り返ってみて、何でも結構なんですけれども、例えば、裁判をやっていく中で、こういうところをちょっとこうした方が分かりやすかったかなとか、分からないことばかりがまず最初だと思うんですけども、ここをちょっとこうした方が最初やりやすかったかなとか、分かりやすかったかなとか、あるいはこういうことをやってくれたおかげで結構自分の中で分かりやすく、やりやすかったかなというところがそれぞれ何点か恐らくあると思うんです。

お一人ずつ、お伺いできればと思うんですけども。1番の方から是非よろしく願います。

#### 1番

凶器とかの説明のときにスライドとかを使って表示されたように記憶しているんですけども、先ほどちょっと言ったんですけども、血を見るとちょっと辛くなる人もいたんで、そういう色を変えていたようにちょっと覚えているんですけども、たしか、車の中なんかも、どこに付いていたというのを何か示して、それも色を変えて、証拠とかそういうのが見やすかったと思います。

ただ、スライドですので、いろんな方、いろんな感じ方があると思いますので、今の世の中であればITなんかを使って、もうちょっと立体的に何か示せば、もうちょっと分かりやすかったかもしれないです。もしかすれば。3次的にそうい

うものができれば、もう少し分かりやすかったかもしれないというのは、今思いま  
すけれども…。

下野新聞

逆に、良かった点とか、こうなっていたから、すごく分かりやすかったとか、自  
分の中で捉えやすかったなとか、もしあるようでしたら。

1 番

いや、それは初めてでありましたんで、緊張してやっていたんで、流れはこ  
ういう流れでやっていくんだなというのは後になって分かりましたけど、あといろ  
んな、選ばれた人の層が広がったり、男性の方、女性の方がいましたんで、いろん  
な考えがあって、いろんな人の意見を聞いたのは良かったかなというのは思いま  
すけれども…。

下野新聞

2 番の方、お願いします。

2 番

もっとうした方がいいというのは、最終的には判決を決めるに当たって事件の  
流れとかがちゃんと分かった状態で話し合えたんで、良かったんですけど、本当に  
初日の一番最初の裁判のときにやっぱりあらかじめ流れを話していただいて、全然  
法律の知識が全くない状態なので、すんなり頭に入ってこなかったんです。なので、  
さっき 7 番さんが言っていたとおり、本当に始まる前にもう少し、少しだけ法律の  
知識を頭に入れた状態で裁判始められたら、ちょっとは物の見方というか、分かり  
やすくはなるのかなというふうに思いました。

また、良かった点は、とにかく初日から緊張、緊張、緊張で、とにかく、もうど  
うすればいいのか分からないという状況だったんですけど、一番本当に良かったな  
と思うのが、3人の裁判官の方々がすばらしいチームワークで雰囲気作りをしてい  
ただいたおかげで、本当に裁判員全員の雰囲気もすごく良くなって、何も後悔もな  
く判決に至ることができたので、話しやすいという場を提供していただいたという

のがとても大きかったので、そういった点が一番良かったなというふうに思っています。

下野新聞

話しにくい状態で意見とかを交わすのは大変難しいですか。

2番

難しいと思う。絶対何か言いたいなと思っても言えなかったりとかして、判決に関わってくると思うので、そう思います。

下野新聞

3番の方、お願いします。

3番

選任されてから少しは裁判所から送られてきた資料の方に目を通したんですけど、実際来てから緊張があって、全然そのことは忘れてしまっていて進んでいたような感じでした。最後になってなんですけど、スケジュールがしっかり進んでいたんで、理解しやすかったと思います。

下野新聞

やっていく中で、裁判官の方から結構説明を受けたりしながら、流れとかも理解していったというような感じですか。

3番

そうです。

下野新聞

4番の方、お願いします。

4番

どうしたらいいとか、こうしたらいいというのはちょっと別なんですけれども、毎朝、裁判長がよく眠れましたかって聞いてくれるんですけれども、おかげさまで、評議に入って、ずっとぐっすり眠れたんですが、最後の量刑、刑を決める段階、そこへ来てちょっと私悩みました。

本当に一般市民が刑を決めちゃっていいのかという、そこでちょっと悩みがあって、ちょっとその辺で若干眠れないときもあったんですけど、先ほどの証拠の話もあったんですけども、一般市民が被害者の今後の行方を決めるわけですよ。被害者もそうだし、加害者もそうなんですけど、加害者というか、被告人もそうなんですけれども、自分の一言でこの人の人生が変わるんだよというふうに考えちゃうと、やっぱりちょっと何か、いいのかなという気がしました。

人が人を裁く難しさというのを非常に感じて、先ほどちょっと証拠の話もあったんですけども、そういう意味でリアルに、生の証拠を見て、それで判断してあげないと、被告人にとっても被害者にとっても失礼なんじゃないかなということで、先ほど生の証拠が見たいと言ったんですけども、その辺がいまだにちょっと…。

今後、また裁判員裁判に選ばれても別にやりたくないというわけじゃないんですけども、何かその辺が、次回もあればの話ですけども、ちょっと自分なりに解決策が見出せるのかどうか、ちょっと分かりませんが、とにかく人が人を裁くということの難しさというのが痛感させられました。

下野新聞

5番の方、お願いします。

5番

今回、この事件で携わったのは、裁判官と裁判員の皆さんが本当に非常に良くみんなグループ討議ができて、本当に量刑、刑罰とかを進めていく、決めていく段階で、いろんな視点、観点から見られて、決められたので、非常に良かったと思います。あとは、事件現場というか、犯行に及ぶまでのことを、映像というよりも、ちょっとVTRみたいなふうにしたら、もっと分かりやすいのかなと思いました。

下野新聞

その流れというのを実際に映像なりというか、分かりやすくすると、自分も受け取りやすい。

5番

そうです。

下野新聞

6 番の方，お願いします。

6 番

今回，自分の携わった裁判員裁判については，審理も分かりやすかったですし，評議も非常に雰囲気もいい中で進められたので，特にこういうふうに変えた方がいいというのはないんです。ただ，自分たちも真剣に討議して，結論を出しましたので，一つ気になっているのは，その後どうなったんだろうというところが自分の中で情報として得られていないというのは非常に気になっていて，そういったことは改善していただいている，何かしらやはり判決に携わった人間には伝えていただけたらなとは思っています。

下野新聞

最後に，7 番の方，お願いします。

7 番

裁判に関しては，休憩時間とかを使って裁判官の方から分からない法律用語や刑罰などを事細かく教えていただいたので，その点については良かったと思います。

あとは，私の感想なんですけれども，裁判員を経験して，物の見方といいますか，考え方が自分自身変わった気がします。例えば，私は普段，自動車を運転するんですけれども，自動車を運転する側から見た，例えば歩行者とか自転車って，こいつ危ないなとかって思うときがあるんですけれども，休日に自分が例えば自転車に乗ってサイクリングなんかしてみると，今度は車の方が，おお，こいつスピード出ているとか，危ないなというふうに思うようになって，物事って一つの面から見ると，自分のわがままといいますか，自分の自己主張が強くなると思うんですけれども，両側から見たときという考え方を何かこの裁判で学んだような気がします。

下野新聞

そういった裁判の中でいろんな角度から見ないといけないというところを学んだ

んですね。

7番

はい。

司会者

他にございますか。よろしいですか。

読売新聞

先ほど、特別休暇で裁判員裁判の期間中に休むことができたという話があったと思うんですが、制度上は問題がなくても、例えば、取りづらさが会社内であったとか、自分が裁判員をやっていることに対して、家族の、何か過剰なケアや、そういった心理的な戸惑いというのはありましたでしょうか。

1番

もちろん仕事ですので、スケジュールが合わなければ多分取れなかったと思います。たまたま周りの人の協力があって、今回は取れたのかなというふうに思っています。

読売新聞

実際、取りづらさみたいなのは、それは時期的なものもあって…。

1番

時期とか、その仕事の私の重要性とかあって、そう判断すれば私から取らなかつたというのもあると思いますけど、たまたま今回は取れる時期にありましたんで、取ったというのもあります。

私自身選ばれたんで、経験してみたいというのはちょっとあったんで…。家族は、特に何にも言わないんです。多分、裁判員というのは守秘義務というのがあって、逆に家族も、周りの人もあまり細かいところは聞いてこなかったんで、普通にしていたのかなという…。

読売新聞

2番の方、お願いします。

2番

取りづらさとか、私は当時まだ学生だったんで、何もないんですけど、今入社1年目で、もし例えば1週間休みを取らないといけないとなったときに、入社1年目という立場で、自分のわがままで仕事に損害というか、ちょっと言いづらいなという部分があって、多分、今取ろうと思ったら多分取れないと思うんです。なので、その人の立場によってスケジュールが取れるか取れないかというのはすごく関わってくると思うので、すごく難しいところだなというふうに思います。

読売新聞

裁判員をやっている方に対しての周囲の目に何か戸惑いを感じる事とかというのはなかったでしょうか。

2番

特にはないです。

読売新聞

3番の方はいかがだったでしょうか。

3番

職場の周りの方の協力を得て参加できたというのがあったんですが、周りの方も結構すんなりと受け止めてくれて、参加させてくれたんで、良かったです。

読売新聞

4番の方はいかがでしょうか。

4番

先ほどちょっとありましたように、選任されてからある程度の期間があれば、仕事の調整がきくんで、それは大丈夫かなと思います。

ただ、今回うちの女房が病気で入院しちゃいまして、ちょうど入院の日にちが決まったのがその選任の集まりがあった日で、ちょうど何となく退院日に当たるんじゃないかなというのがありまして、最初にアンケートを書くんですけども、そこでちょっと、私自身はやってみたい感があったんですけども、家庭的な状態で、

本当にいいのかなというのがあるって、ちょっと面談させてもらって、結果的にはやることになりましたけど、幸いにも、退院の日にちがずれたんで、良かったんですけども、仕事は何とか調整はつきますけれども、そういう病気とか災害とか、そういうものは調整がきかないので、その辺は何かちょっとうまくできないかなというのがあります。

読売新聞

5 番の方はいかがでしょうか。

5 番

会社の方は、大体社員が 3 0 0 0 人位いるんですけども、その中でも前例が直近でなくて、大分、最初は会社の方に話したときにあたふたしていたんですけども、何とか特別有休という会社の方で認められたことが分かったんで、周りの協力を得て最終的には出られました。

家族の方は、うちの嫁さんなんですけれども、かなり正義感が強い人で、できれば私が経験させて欲しいと言われたんですけども、今日も実際ちょっと私が代わりに行こうかと言われたぐらいだったんで、という感じでした。

読売新聞

6 番の方の方はいかがでしょうか。

6 番

私の場合は、仕事が会社員ではないので、特に自分の方で調整ができれば参加すること自体は難しくはないんですが、逆に言うと、それで何か補償があるわけではないので、有休を取れるような立場の方というのは羨ましいなという部分もあるにはあるんですが、自分のことをおいておいて考えるのであれば、例えば時給で働いている方とか、あるいはそういう休みの制度のない方もいらっしゃるんで、そういうところは課題なのかなというのと思いました。

読売新聞

7 番の方はいかがでしょうか。



7 番

私は特にありません。

司会者

では、よろしいですか。どうもありがとうございます。

主催者

それでは、本日は大変お忙しい中をお集まりいただき、また、大変貴重な御意見を多数いただきまして、誠にありがとうございました。

本日、皆様からお伺いした貴重な御意見は、今後の裁判員裁判の運営の参考として、制度をより良いものにするために、是非大いに役立ててまいりたいと考えております。本日は御多忙の中、皆様どうもありがとうございました。

司会者

これをもちまして、意見交換会を終了させていただきたいと思います。本日は長時間どうもありがとうございました。

以 上